

令和7年度
泉南市施設園芸生産者支援事業補助金交付要領

令和8年2月25日
泉南市市民生活環境部 産業振興課

1. 事業概要

電気代の価格高騰の影響を受ける施設園芸生産者（以下「生産者」）に対して、経営の再建及び事業の継続に向けた取組を支援するため、泉南市施設園芸生産者支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付します。

2. 交付対象者

下記の（1）から（4）までの要件をすべて満たす者

（1）法人にあつては本店若しくは、主たる事務所、個人にあつては住所を泉南市の区域内に有すること。

若しくは、生産に用いる農地等を市区域内に有する、又は適法に賃貸契約を締結している市区域内の農地等で生産をおこなっているもの。

（2）市内農地等において園芸施設（ビニールハウス等）を用いて農業生産を行っている個人、法人
※法人については形態を問いません

（3）継続して農業を営むための取組を行っている又は、その意思を有すると認められること。

（4）泉南市暴力団排除条例（平成25年泉南市条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

3. 補助金の額

補助金の額は直近1年間に園芸施設にて使用した電気量の価格高騰分に相当する額の1/2で、1件あたり50万円を上限とします。

4. 申請受付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年3月23日（月）まで

5. 申請に必要な書類

①泉南市施設園芸生産者支援事業補助金申請書兼請求書（様式第1号）

②誓約事項（様式第1-2号）

③事業者の情報が確認できる書類

【法人・組合等の場合】

- 登記事項証明書の写し（発行から6か月以内のもの）

【個人の場合】

- 本人確認書類の写し
運転免許証、マイナンバーカード等の写し

④直近1年間の電気使用量が確認できるもの

- ・電力会社からの請求書等
- ※アプリやパソコンで確認している場合は該当するページを印刷してください。
また印刷する際は「使用者」「使用場所」がわかるようにしてください。

⑤耕作、生産している農地等が泉南市内であることを確認できる書類

【自己所有の農地等で耕作している場合】

- ・固定資産税の課税明細書等の写し

【農地等を貸借して耕作している場合】

- ・耕作証明（貸借が証明できるもの）等の写し

⑥当該施設の位置図と写真

- ・別添様式を参考に、代表的な写真を提出してください。

⑦出荷伝票など生産が確認できるもの

- ・施設で生産した農産物の代表的な出荷伝票などを提出してください。

⑧補助金の振込先口座がわかる書類

- ・通帳（表面及び表紙をめくった最初のページ）の写し等
「金融機関名」「支店名」「口座種別」「口座番号」「口座名義」がわかるもの

※必要に応じて追加の書類の提出や申請内容の確認、説明を求める場合があります。

また、担当課が現地調査に伺う場合がありますので、ご協力をお願いします。

その際、連絡が取れない場合や指定した書類が期日までに提出されない場合には、申請を取り下げたものとみなします。

6. 申請方法

泉南市役所別館 2階 市民生活環境部 産業振興課 農林水産係窓口に提出

関係様式ダウンロード方法

泉南市公式ホームページ

<https://www.city.sennan.lg.jp/>

各課のご案内≫市民生活環境部≫産業振興課≫農林水産係≫泉南市施設園芸生産者支援事業補助金

※提出された書類は返却いたしませんので、申請内容が確認できるように、提出される前に必ずご自身で写しをとっておいてください。

7. 審査・交付決定

審査の結果、適正と認められるときは、補助金の交付を決定し、泉南市施設園芸生産者支援事業補助金交付決定兼確定通知書でつうちするとともに申請書兼請求書で指定した銀行窓口に振込を行います。

- ・審査の結果、補助金を交付しない決定をした場合は、交付しない旨の通知をします。
- ・交付時期についての個別のお問い合わせには応じかねます。

8. 個人情報等の利用

本補助金の事務を処理するために必要な範囲のほか、下記以外の目的で申請書類及び添付書類に記載された情報（以下「申請情報」という。）を利用することはありません。

- ・今後市が実施する施策において参考とする範囲で申請情報を利用する場合があります。
- ・申請内容の審査過程において、必要に応じて、国や大阪府等の関係官署に対して申請情報を提供する場合があります。
- ・警察署、税務署等の公的機関からの依頼その他法令に基づく依頼を受けた場合、申請情報を提供することがあります。

9. その他

- ・申請は1事業者につき1回限りとなります。
- ・申請内容に不備がある場合、審査に時間を要するため、提出前に申請内容が適切かどうかを必ずご確認ください。なお、誤字等の軽微な不備については、職権等により訂正させていただく場合がありますので予めご承知おきください。
- ・市は、必要に応じて、申請内容及び事業に関する検査や報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- ・補助金の交付後、交付要件に該当しない事実や申請書類の不正その他の交付要件を満たさない

ことが発覚した場合には、交付決定の取り消し、補助金の返還を求めます。なお詐欺、脅迫等刑法に触れる行為があった場合、刑事告発させていただく場合があります。

10. お問い合わせ

泉南市市民生活環境部産業振興課 農林水産係

電話 072-483-9974

(平日 午前9時から午後5時30分、土日祝休)